

規 約



滋賀県フェンシング協会

2024 年

滋賀県フェンシング協会会員規程

（目的）

第1条 この規程は、滋賀県フェンシング協会（以下「本協会」という。）規約第5条第6条に規定する組織、会員に関し定めるものとする。

（登録の義務）

第2条 本協会および県内におけるフェンシング競技を統括する団体（以下「加入団体」という。）等の事業（競技会、講習会、その他すべての事業）に参加する者は規約6条に則り、すべて本協会に登録をしなければならない。

2 （公社）日本フェンシング協会の諸事業や各都道府県協会が行う事業のうち、日本フェンシング協会の登録が必要な事業に参加する会員は日本協会の登録を行わなければならない。

（種別）

第3条 本協会の会員登録をしたものを正会員とする。

2 正会員は、本協会の会員規程並びにコンプライアンス規程を遵守しなければならない。

（登録費）

第4条 正会員は規約第6条に定めるものとし、登録年度ごとに別表に記載される種別に従って登録費を支払わなければならない。

2 登録費は理事会にて定めるものとする。

3 会員等の登録は本協会に登録費の納入が確認された時点で有効とする。

4 登録費はその全額を本協会事業年度の会計に使用する。

（登録有効期間）

第5条 登録有効期間は毎年4月1日より翌年3月31日まで（以下「登録年度」という。）とする。

2 登録年度の途中で登録を行った者の登録有効期間は、登録日から当該登録年度末の3月31日までの期間とする。

（登録申請期間）

第6条 本協会への登録申請期間は 原則として当該事業年度の4月1日より3か月間とする。

2 第1項にかかわらず登録年度の途中で新規会員等として入会しても、登録料は同額

とする。

(罰則)

第7条 会員規程第2条に則り、登録が必要であるにもかかわらずこれを怠った者に対しては、次のとおりの罰則を適用する。

① 会員登録を怠った者は本協会および加入団体の当該年度の運営並びに競技会等、各種行事に選手、役員、審判員等として参加することはできない。

(外国人の登録)

第8条 日本国籍を有しない者の本会への登録は、日本人に準じて行うものとする。

2 日本国籍のない選手の競技会への参加資格および入賞条件については各競技会の主催団体の定めによる。

(アンチ・ドーピング等)

第9条 競技会参加選手は世界アンチ・ドーピング規程国際基準及び日本アンチ・ドーピング規程（これらの改定版も含む。以下総称して「アンチ・ドーピング規程等」という。）が適用されること及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の公式ウェブサイト（<http://www.playtruejapan.org/code/>）に掲示されているアンチ・ドーピング規程等に定めるドーピング検査やその後の検体の分析、結果の管理等の一連の手続（以下「ドーピング・コントロール手続」という。）を理解し、同意しなければ、個人登録をすることができない。

2 競技会参加選手が未成年者である場合には、その親権者がアンチ・ドーピング規程等の内容を理解した上で、当該競技会参加選手に対してその内容を指導し、かつ、ドーピング・コントロール手続に同意しなければ、当該競技会参加選手は個人登録をすることができない。

3 第2項にかかわらず、競技会参加選手が18歳以上である場合にはドーピング・コントロール手続においては成年者と同様に扱うことを了承する。

4 競技会参加選手又はその親権者が世界アンチ・ドーピング規程国際基準及び日本アンチ・ドーピング規程に違反したときは、本協会は、当該競技会参加選手の個人登録を抹消することができる。

第10条 本規程の改廃は理事会の議決によるものとする。

【附則】

本規程は、2023年3月18日より施行する。

本規程は、2023年4月29日に一部改正。

別 表

種別	登録費	備考
滋賀県フェンシング協会 会員 (1)正会員 (社会人、大学生以上) (2)正会員 (高校生以下) (3)名誉会員 (4)賛助会員	1,000 円 500 円 0 円 一口 5,000 円	
(公社)日本フェンシング協会個人会員 (1) 個人 登 録 (一 般) (2) 個人 登 録 (大 学 生 等 ※) (3) 個人 登 録 (高 校 生 等 ※) (4) 個人 登 録 (中 学 生) (5) 個人 登 録 (小 学 生) (6) 個人 登 録 (審 判 員) (7) 個人 登 録 (支 部 理 事 等)	10,000 円 7,000 円 4,000 円 2,500 円 2,000 円 9,000 円 5,000 円	

滋賀県フェンシング協会コンプライアンス規程

（目的）

第1条 この規程は、滋賀県フェンシング協会（以下、「本協会」という。）の正会員が、「スポーツ団体ガバナンスコード」で示した原則・規範に基づき、コンプライアンスを遵守し、透明性の高い事業運営を行うことによって、不祥事案の発生を防ぎ、県民からの信頼を確保することを目的とする。

（対象者）

第2条 この規程において会員とは、本協会規約の第5条、第6条に規定する正会員をいう。

（違反行為）

第3条 前条に定める正会員は、次の行為を行ってはならない。

- ① 身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメントなどのハラスメント行為
(暴力・暴言)
- ② 指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等の行為
(わいせつ・セクハラ)
- ③ 日本フェンシング協会が定めたドーピング防止規定に違反し、又は、法令で禁止されている薬物を使用・所持する行為
(ドーピング・薬物使用)
- ④ 補助金、助成金、交付金などの不正使用や不適切な経理を行う行為 (不適切経理)
- ⑤ 反社会的勢力と関係を有する行為 (反社会的勢力との関係)
- ⑥ 法令や本協会もしくは本協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反する行為
(法令違反)
- ⑦ その他協会の名誉と信用を著しく害する行為 (品位を汚す行為)

（調査委員会の設置）

第4条 正会員が本協会の活動に重大な妨害を与えた場合、または規約に違反した場合、規約第11条、第13条に基づき、理事会は速やかに専門委員会（調査委員会）を設置しなければならない。

2 調査委員会は、理事、並びに外部委員により構成される。定員は若干名とする。

（公正な調査及び審査、懲罰の原案作成）

第5条 調査委員会は公正な調査及び審査を行い、懲罰の原案を作成しなければならない。

第6条 調査委員会は理事会に調査内容を報告し、懲罰の原案を提示しなければならない。

2 懲罰の対象となる会員に十分な弁明の機会を与えるように、最大限配慮しなければならない。

3 決議は、本協会規約第12条に基づき、議決される。

(不服申し立て)

第7条 懲罰に対する不服申し立ては、理事会で解決されるものとする。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、令和5年3月18日より施行する。

この規程は、令和5年4月29日に一部改正。

個人情報保護及び肖像権に関する取り扱い基本方針

当協会が運営上、収集した個人情報及び肖像権の取り扱いについては、下記のとおり基本方針を定め、個人情報及び肖像権の保護に万全を期します。

記

1 基本方針

- (1) 当協会は、個人情報の取り扱いについて個人情報保護法に従い、利用目的を明確にし、その範囲内での利用を行います。
- (2) 当協会は、法令に基づき要求された場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。
- (3) 当協会は、個人情報を安全に管理するため個人情報の紛失・改ざん・漏洩等の防止に努めます。
- (4) 当協会は、自己情報の開示・訂正・削除・利用停止の求めがあった場合は、個人の権利を尊重し、適切に対応します。
- (5) 当協会は、個人情報保護法及び関連するその他の法令・規範を遵守し、適宜、個人情報の保護に関する方針、施策の改善を図ります。

2 個人情報の利用目的

以下の目的のために個人情報を取り扱います。

- (1) 滋賀県フェンシング協会が主催・共催する競技大会及び事業を開催するため。
- (2) (公社)日本フェンシング協会ならびに日本スポーツ協会、都道府県フェンシング協会や高等学校体育連盟などが主催または共催・後援する競技大会及び事業への参加申し込みを行うため。
- (3) 大会競技の結果及び記録の管理を行うため。
- (4) 行政機関の求めに応じ、個人情報を統計的に処理する。また、各種補助金等の交付の申請を行うため。

3 個人情報の利用範囲

個人情報は以下の利用範囲とします。

- (1) プログラム（大会要項）への掲載
 - ア 競技大会及び事業へ参加する役員・審判員・参加者等の所属名・氏名
 - イ 競技大会及び事業へ参加する指導者（監督・コーチ等）、会員の学校名・氏名・学年・性別・参加種目

ウ 過去の競技大会の結果等

(2) 大会結果の掲載

滋賀県フェンシング協会ホームページ及び関係機関ホームページ、記録集への掲載、報道機関への提供

→指導者（監督・コーチ等）、会員の学校名・氏名・学年・性別・種目記録等

(3) 写真・映像の掲載（ホームページ・記録集への掲載、報道機関への提供）

→指導者（監督・コーチ等）、会員の学校名・氏名・学年・性別・種目記録等

4 個人情報の公表への同意について

当協会は、[公表される個人情報]の内容について、以下の対応を行います。

(1) 競技大会及び事業へ参加する役員・審判者・発表者等への対応

事前の役員会（打合会・抽選会等）で確認を行います。（口頭での確認も可）

(2) 各会員への対応

滋賀県フェンシング協会主催の大会・行事に参加する会員及び保護者に、会員登録時に「個人情報及び肖像権に関する取り扱い」の、周知の徹底を図ります。

会員登録時において個人情報の公表に同意しない旨、会員から申し出があった場合は、「個人情報公表不同意書」の提出を求めます。

当協会は、その意思を尊重した取り扱いを行います。なお「個人情報公表不同意書」の提出がない場合は、同意が得られたものとして取り扱います。

(3) 報道機関への対応

報道資料の提供は、当協会及び（公社）日本フェンシング協会が認める報道機関に行います。

報道機関が写真や映像を撮影する場合は、あらかじめ当協会を通じて「個人情報公表不同意書」を確認のうえ、撮影には配慮するよう指導します。

特定の個人やチームの写真・映像の撮影及び取材を希望する場合は、事前に当協会を通じて本人及びチームの監督の同意を得るよう指導します。

5 同意しない会員の個人情報への対応について

大会の運営上、申請のあった個人と主催者で十分話し合い、個人への配慮を考えたうえ対応します。大会結果及び記録の掲載や報道機関への情報提供をする場合にも、プログラムへの記載と同様に取り扱います。

6 個人の権利の尊重について

会員、会員の保護者から自己情報の開示・訂正・削除・または拒否の求めがあった場合は、個人の権利を尊重し、対応します。

(別紙) :

個人情報公表不同意書

滋賀県フェンシング協会会長 様

個人情報の公表について同意できませんので、プログラムの作成、記録の発表、報道機関への
情報提供等、個人情報の扱いについて配慮してください。

年 月 日

会 員 氏 名

会員保護者氏名

大会や事業参加に係る個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて

「個人情報の保護に関する法律」に従い、その取り扱いについては利用目的を明確にし、その範囲内での利用について、本人等から同意を得ることが必要になりました。

滋賀県フェンシング協会への加盟や各種大会へ参加する場合は、従来から申込書に必要事項（名前等）を記入して申込をしています。それによって、会員名簿やプログラムが作成され大会が運営されています。今後も大会を運営するにあたっては申込書の提出が必要となります。

つきましては、滋賀県フェンシング協会が求める申込書に記載される個人情報は慎重に取り扱い、下記の内容に限り使用したいと考えておりますので、ご同意方よろしくお願いします。

記

1 会員登録に係る個人情報の取り扱い

- (1) 会員名簿の作成に使用します。
- (2) 加入後にメール、携帯電話により協会から連絡が来ることがあります。
- (3) 年度毎に更新されます。

2 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されます。
- (2) 競技会場でアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。

3 競技結果（記録）等の取り扱い

- (1) 報道機関等により、新聞及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 大会プログラム掲載とともに、大会報告書に掲載されることがあります。
- (3) 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等は、次年度以降の大会プログラムに掲載されることがあります。
- (4) 活動の様子を協会の活動広報や会員獲得活動の一環として、協会ホームページや協会公式 SNS に掲載されることがあります。

4 肖像権に関する取り扱い

- (1) 報道機関等が撮影した写真が、新聞・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 報道機関等が撮影した映像が中継または録画放映されることがあります。

5 協会としての対応について

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記取り扱いに関するご承諾をいただいたものとして、対応させていただきます。